

警察庁の幹部として

警察庁刑事局犯罪鑑識官付理事官

荒瀬 伸郎

Nobuo Arase

昭和61年 4月 入庁
11月 警視庁西新井警察署
平成 元年 6月 千葉県千葉西警察署
平成 2年 6月 千葉県警察本部刑事総務課
平成 3年 4月 警察庁刑事企画課
平成 4年 4月 警察庁暴力団対策第一課
平成 6年 4月 在カンボディア日本国大使館
平成 8年 4月 在プリズベン日本国総領事館
平成10年 5月 警察庁刑事企画課付兼
国際第二課付
平成11年 3月 奈良県警察本部捜査二課長
平成12年 9月 警察庁銃器対策課課長補佐
平成15年 8月 広島県警察本部捜査第二課長
平成17年 4月 警察庁国際課課長補佐
平成19年 4月 警察大学校国際警察センター
国際捜査第一研修室長兼
国際協力研修室長
平成21年 2月 高知県警察本部警務部長
平成22年 8月 現職



人のためになる仕事に「やりがい」を求める

犯罪現場において犯人の残した指紋やその他の資料を採取し、現場の状況を写真撮影しながら、鑑識課員が忙しく動き回る姿がマスメディア等で取り上げられています。「鑑識」という言葉に、そんなイメージを持っている方も多いのではないでしょうか。

国民の意識の変化や社会経済のグローバル化等捜査を取り巻く環境の変容に加え、裁判員制度の導入や公訴時効の見直し等、捜査環境が変わりつつあります。こういった状況に的確に対応していくためには、DNA型鑑定等の最新の科学技術を捜査に取り込み、客観証拠を重視する捜査を確立し、捜査の科学化を図っていくことが求められています。その意味で犯罪鑑識の果たす役割はますます重要になっています。

犯罪鑑識官は、犯罪鑑識活動について全国的な運営指針を示し、これに関する調査及び関係規則の整備を行うほか、都道府県警察の活動が円滑に行われるように、都道府県警察に対する指導・調整や、その活動を支援するための装備資機材の整備を行っています。私は、現在、犯罪鑑識官を補佐し、所属の取りまとめ役である理事官として勤務しております。

Ⅱ種採用警察官は、各分野のスペシャリストとして、警察庁

と第一線である都道府県警察の両方の実務に精通することが求められ、様々な仕事の間が用意されています。私は、海外勤務を始めとする国際的な分野も経験し、その中で外国人から貴重な話を聞く機会にも恵まれました。ある時、一緒に仕事をした外国の警察官から「一般の人が、道を尋ねに自ら警察に来るということは、自分の国にはないことです。日本の警察が信頼されていることが分かります」と言われました。普段当たり前のこととして、あまり気にしていませんでしたが、外国の方から指摘されて再発見することができました。また、「困難な事案の対応や忙しい時に自然に皆で助け合うのは、どこの国の警察でも共通のことですね。私の好きなおところです」とも言われました。自分の仕事でなくても隣で忙しくしている人がいれば進んで手を貸してくれ、皆でやり遂げていくところ。これが私たちの職場です。私は人のためになる仕事に「やりがい」を求めて、Ⅱ種採用警察官として警察庁に入庁しました。これまでの勤務は一つ一つの山を越えるたびに、やりがいを感じ充実感も大きいものでした。是非皆さんが警察庁を訪問され、共に手を携え、働く仲間になられることを願っています。